

3. 長期使用構造等確認申請料金

(1) 一戸建ての住宅((2) の住宅以外)

床面積合計	申請料金額
200㎡以内のもの	38,500
200㎡を超えるもの	60,500
※建築基準法に基づく確認申請併願の場合	
200㎡以内のもの	36,300
200㎡を超えるもの	55,000

(2) 一戸建ての住宅(住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅の場合)

床面積合計	申請料金額
200㎡以内のもの	27,500
200㎡を超えるもの	49,500
※建築基準法に基づく確認申請併願の場合	
200㎡以内のもの	25,300
200㎡を超えるもの	44,000

(3) 共同住宅等 基本料金+(1戸当たり料金×住戸数)

床面積合計	基本料金	1戸当たり料金
500㎡以内のもの	52,250	10,450
500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	104,500	
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	157,300	
5,000㎡を超え、7,500㎡以内のもの	209,550	
7,500㎡を超え、10,000㎡以内のもの	261,800	
10,000㎡を超えるもの	別途見積りとする。	
※1 当機関にて建築基準法に基づく確認申請を併願申請した場合は、基本料金より5,500円減額するものとする。 ※2 共同住宅等で取扱う1住戸のみの併用住宅の場合は、一戸建ての住宅の申請料金を該当するものとする。		

(4) 長期使用構造等確認における計画変更申請料

当機関において長期使用構造等確認を行った物件の変更	5.計画変更にかかる場合の申請料金を適用する。
当機関以外において長期使用構造等確認を行った物件の変更	物件に応じて上記(1)～(3)の料金を適用する。

(5) 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明申請料金

当機関において長期使用構造等確認を行った物件の変更	一戸建ての住宅	5,500
	共同住宅等	1棟単位 5,500 又は変更する住戸×5,500とする。
当機関以外において長期使用構造等確認を行った物件の変更	一戸建ての住宅・共同住宅等 共	物件に応じて上記(1)～(3)の料金を適用する。

(6) 設計住宅性能評価の内容を用いての同一物件における長期使用構造等確認の併願申請について
長期使用構造等確認申請料は、¥5,500とする。

(7) 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証を交付した物件についての変更に係る申請については、当機関が技術的審査適合証を交付した物件に限り取扱う。申請料は下記のとおりとする。

長期使用構造等確認申請	5.計画変更にかかる場合の申請料金を適用する。
設計住宅性能評価申請	

4. 建設評価における検査が遠隔地の場合の加算額

遠隔地の区域	基本料金への加算額
気仙沼市、栗原市	9,900×N
<p>・この表で、Nは検査を行う回数を表す。</p> <p>・建築基準法に基づく中間検査・完了検査と併せて行う検査の場合には、上記料金は加算しないものとする。</p>	

5. 計画変更にかかる場合の申請料金について

(1) 一戸建ての住宅

当初料金の50%の料金とする。

(2) 共同住宅等

住棟の当初の基本料金の30%+

(一住戸あたりの当初料金(選択事項加算料金を含む)の50%×変更する住戸数)とする。

※当機関以外で交付された評価書又は長期使用構造等確認書の物件の変更については、当初の料金を該当させるものとする。

6. 第31条における評価料金等減額率について

A 欄	第31条(1)	別表2 1.(2)、2.(2)又は3.(2)に表記
	第31条(2)	
B 欄	第31条(3)	別表2 1.(4)、2.(5)又は3.(1)(2)(3)に表記
	第31条(4)	
C 欄	第31条(5)	減額率上限30%
	第31条(6)	減額率上限40%
	第31条(7)	減額率上限40%
	第31条(8)	減額率上限10%
	第31条(9)	減額率上限30%
	第31条(10)	減額率上限10%
	第31条(11)	減額率上限10%

※1 A欄、B欄、C欄について、それぞれ併用できるものとする。

※2 C欄において複数の要件に該当する場合は、その中で最大の減額上限率を採用するものとする。